

## 第 22 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日 時 令和元年 10 月 21 日 (月)  
12 時 55 分～13 時 15 分  
場 所 議会第 4 委員会室

【委 員】 串崎委員長、芦谷副委員長  
三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、永見委員、  
佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】 西川議員

【事務局】 下間書記

---

### 議 題

1. 「公民館のコミュニティセンター化」にかかる意見書について

2. その他

○次回開催 10 月 31 日 (木) 13 時 00 分

【会議録】

(開 議 12 時 55 分 )

串崎委員長

出席者 11 名で定足数に達しているのので、ただいまから委員会を開会します。本日の資料はタブレットに配布しています、それに沿って進めます。

1. 「公民館のコミュニティセンター化」にかかる意見書について

串崎委員長

意見書案については、すでにタブレットに入れており、事前に見ていただいていると思います。本日はこの案についての追記・修正の意見を聞いて、盛り込み、完成させたいと思います。意見書については、前段のところに書いてあるように、現時点において、本特別委員会の委員間においても賛否が分かれているところですが、今後の検討部会等での議論及び検討の参考にさせていただくため、委員の意見をまとめましたということで作成しております。それでは委員の皆さんから、追記・修正等のご意見をお聞かせください。

三浦委員

1 の管理運営の③について、「旧那賀郡と旧浜田市は公民館の必要性はもちろんのこと、これが異なる」となっていますが、公民館の考え方は基本的には一緒だと思うので、「公民館の機能や公民館に対する考え方が異なる」という表現の方が、現状には近いと思いました。

付け加えていただきたい意見なのですが、「この機に公民館のエリアについても考え方を改めて示していただきたい」という意見を、どこかに加筆していただけると嬉しいです。コミュニティセンターを設置するにあたっては、まちづくりをどういうエリアで推進していくのかも大きく関わってくると思います。公民館区の大小がある中でまちづくりをどのように進めていくかも同時に考えるべきなのかなと改めて思いましたので、それについても加えていただけると嬉しいです。

串崎委員長

三浦委員が言われましたが、それについてはよろしいですか。

下間書記

1 の③、「旧那賀郡と旧浜田市では公民館の必要性はもちろんのこと、公民館の機能や」。

三浦委員

いや、「必要性はもちろんのこと」という文は、必要性が異なっているという意味ですよね。旧那賀郡も旧浜田市も、公民館の必要性は一律に定められていると思いますので、「旧那賀郡と旧浜田市では、公民館に対する考え方や機能が異なっている」という方が、現実に則していると思います。

下間書記

「旧那賀郡と旧浜田市では公民館の機能や公民館に対する考

え方も異なっている」ですか。

川上委員 機能は一緒、考え方が違うだけ。そういうことですよ三浦委員。

下間書記 公民館の機能に対する考え方ですか。

川上委員 機能は変わらない、考え方が違うだけ。

三浦委員 設置されている公民館というのは一律一緒なのだけど、公民館が実際にどのように地域の中で働いているのかは、地域差があるよねということが、ここで表現されるべき。

川上委員 今の指摘された点を三浦委員に文章にさせていただいて、当てはめていただければ一番良いかと思えます。私も同じ考えですの  
で。

串崎委員長 ではその部分だけ三浦委員にお願いします。もう1個、公民館エリアのことを言っておられましたが、それについては。

川上委員 私は元々、エリアについてはいくらか切っつけて欲しい、特に浜田自治区においては、ということを行っているので、三浦委員が言ったことはこの中にしっかり入れ込んでいただいた方がよろしいかと思えます。お願いします。

串崎委員長 入れ込むというと、どこになりますか。

下間書記 その他ですかね。

串崎委員長 その他に入れていけば良いですね。ではその他で、エリアについて入れるということ。三浦委員にまた、その他に入れる内容を書いてもらって提出していただけると喜びます。

その他ございますか。なければ以上の内容を盛り込んで、この意見書は完成ということでしょうか。

西村委員 三浦さんが言われた1番の管理運営③の所は私も線を引いてきていて。意見を言うというより、意見を聞きたくて来たのだけど、公民館の必要性が地域によって違うということを言いたいのだろうか。具体的に言うとうどういうことなのか。頭の中で整理できなかったのです。

岡本委員 浜田のことを言うならば、浜田は貸館業務です。それ以外にも公民館業務は色々あるけど軸足は貸館にあるから、その部分において少し異なっているということ。多分、他の自治区の公民館はそうではなく、コミュニティという位置づけがあるのだろうと思う。その部分を整理しようということ、ここに展開していくのだろうと思っています。西村さんが言われる、違いというのはその部分だと思う。浜田管内は貸館業務です。

西村委員 それが実態なのですかね。

岡本委員 美川はどうですか、美川も貸館業務ではないですか。

佐々木委員  
岡本委員  
佐々木委員  
岡本委員  
佐々木委員  
川上委員

貸館業務とはどういうことですか。  
地域の人が借りたい時に借りるという形です。  
会合等でしょう。そうです。  
でも他はそうではないと思う。  
そうなのですか。

公民館内の部屋や場所を貸すということに関しては、金城も、全部一緒だと思います。ただしそれに加えてやるのは、公民館自体が事業を考えて進めている。それが多分、公民館の今やっている仕事だと思います。その中にプラスして、まちづくりも含めてやっている部分がある。そのまちづくり部分が公民館によって違うのではと考えます。

岡本委員

川上委員が言われるように、公民館自体も事業をやっている。ここ近年は浜田もやっていますから、まちづくりの部分だけは今言われるとおりで、外れています。だからそれをこの中でどういう表現にするか、ご検討いただきたいと思います。

串崎委員長  
西村委員

西村委員どうでしょうか。  
そういう意味では、管理運営という仕切りだから、私はそれほど大きな差はないような気がします。くくりとしては。

ただ実態としては、まちづくりの面、特に周辺部の方では強く利用実態としてある、というのも正解かと。

三浦委員

そうすると管理運営というよりは、機能や役割の話をしているような。

西村委員  
三浦委員  
串崎委員長

そういう気がするよね。  
そうすると②の方になる。

ではこの文章は三浦委員に直していただいて、それを②に持ってくるという形でよろしいですか。

芦谷副委員長

機能・役割が③と被るのだよね。それは直すにしても1番の管理運営の③をそのまま場所を変えるにしても、表現としては、「公民館の利活用の実態や必要性、公民館に対する考え方等に差異や濃淡がある」というところで、1番の③の1行ちょっと直してみました。結局、自治区だとか旧町村だとか言って、要するに公民館ごとにいろんなことがあるということだと思います。だから「いろんな事がある」ということを表現した方が良いと思って考えてみました。要するに利活用の実態や必要性や考え方が違っています、ということが言いたいのだと思います。

串崎委員長

では管理運営の③と、機能・役割についての③を合わせたものが、今言われた内容だと。

芦谷副委員長

③は浜田自治区のことには軸を置いて言っていると思います。自治公民館や分館は旧町村には多分ないのだから。

西村委員  
串崎委員長

だから3番は別にいじらなくて良いのでしょうか。2番の③は。その3を下に下ろして、三浦委員の言われた分と芦谷さんが言われた内容の整合性を。

西村委員  
岡本委員  
串崎委員長

1の③が要らないのではないか。私も要らないと思う。消すという意見が出ましたが。三浦委員どうですか、良いですか。

三浦委員  
串崎委員長

はい。  
では、消すということによろしいですか。  
( 「はい」という声あり )  
ではそのようにさせていただきます。  
その他、よろしいですか。  
( 「なし」という声あり )

ないようなので、この文章をまとめて完成させたいと思います。事務局はこの意見書が完成したら再度、皆さま方に流してあげてください。

次回の特別委員会は10月31日の午後開催となっています。この意見書をどのように出すかもいろいろ考えてみたのですが、先日産業建設委員会が担当部課長を全員呼んで、意見書を出した時にそれに応じての意見交換会というか、書いてある内容をどう思うか等、順番に聞く形の意見交換をして、意見書を提出しています。

10月31日の委員会では、公共施設の関係とスポーツ施設の再配置整備計画等について説明がございます。その後、この意見書の意見交換という形で提出しても良いのかなど、私が個人的に思ったところですが、皆さん、この意見書の提出方法をどのようにさせていただきませんか。

( 「それで良いと思います」という声あり )

皆さんのご了解が得られるならば、10月31日の委員会が終わった後、時間的には1時間程度。それまでにできたものを執行部の皆さんに配っておいて、上から順番に書いてある内容をどのように思っているか、今の段階の意見を聞きたいと思っていますので、また言っておいていただきたいと思います。

三浦委員

これから検討委員会が始まりますよね、この意見書は検討委員会に対して投げかけるもので。執行部もいろいろな点を検討委員会に委ねるのだと思うので、今、執行部に聞いても、どの

くらいの考えが返ってくるのか、タイミング的にどうかと思ったのですが。

下間書記

検討部会がこれから開かれていくと思いますが、その予定を聞いたりすることはできると思います。前は10月下旬に委嘱状を渡して、そこから始めると言われていましたが、それが多分、11月くらいにずれ込んでいるようです。そういった今の状態を聞くことはできると思います。

三浦委員

それはできるけど、この意見書に対する1つ1つの回答というのは、「全て検討委員会に委ねていきます」となるのではないのでしょうか。具体的な質疑応答はできないのではないかと。

下間書記

そうですね。逆にこれを提示して、執行部の皆さんの方でここに書かれていることで意味合いが分からない部分があるかもしれないので、そういったところについて意見交換はできると思います。

串崎委員長

それなら1行1行というわけでもなく、大きな形で、分からない点等、普通の意見交換という形にさせていただきますか。

(「はい」という声あり。)

串崎委員長

その他にございますか。

飛野委員

10月31日はタイミング的に大丈夫なのか。

下間書記

はい。「もしかしたら10月31日にこの件でやらせてもらうかもしれない」ということは事前に執行部にお話しているので大丈夫かと思います。皆が来られるかどうかは分かりませんが。

串崎委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

ないようでしたら、大変短い時間ではありましたが、以上で本日の委員会は終了いたします。

**(閉 議 13 時 15 分)**

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 串崎 利行 ㊟